

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年2月28日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)
リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 田中 博光
取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
200億ユーロ(約2兆4,540億円)を上限とします。
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東
京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=122.70円)によ
ります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年11月30日に提出した有価証券届出書(平成28年12月12日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、関係法人の日本語表記を変更するため、また、その他情報の更新を反映するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

・半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法	
第二部 第1 1	ファンド情報 ファンドの状況 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5	運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
		(2) 投資資産 投資有価証券の 主要銘柄		投資有価証券 の主要銘柄	更新
		(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新/ 追加
		(4) 販売及び買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績	追加	
第3 1	ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1	特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2	事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び 営業の状況		更新	

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。(5 管理会社の経理の概況は、訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が運用するダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は、以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(2016年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	ドイツ	858,387.26	18.29
	イタリア	616,035.23	13.13
	フランス	507,860.79	10.82
	ベルギー	189,285.17	4.03
	スペイン	167,346.55	3.57
	オランダ	160,036.63	3.41
	オーストリア	136,191.89	2.90
	アイスランド	106,577.20	2.27
	チェコ	85,122.89	1.81
	スロベニア	75,956.92	1.62
	アイルランド	45,810.24	0.98
	ポーランド	36,088.51	0.77
	スウェーデン	2,154.99	0.05
社債	アメリカ合衆国	187,127.91	3.99
	フランス	165,812.20	3.53
	アイルランド	160,519.10	3.42
	スウェーデン	154,082.80	3.28
	デンマーク	132,844.59	2.83
	オーストリア	132,755.80	2.83
	スペイン	131,671.21	2.81
	オランダ	95,581.34	2.04
	国際機関	84,518.13	1.80
	メキシコ	60,753.60	1.29
	イタリア	60,255.15	1.28
	ドイツ	56,308.90	1.20
	カナダ	52,567.25	1.12
小計		4,461,652.25	95.06
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		231,621.23	4.94
合計 (純資産総額)		4,693,273.48 (約576百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=122.70円)によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

投資有価証券の主要銘柄

上位30銘柄

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	Germany Government	ドイツ	国債	1.000	2025/ 8 /15	216,000	224,762.01	234,424.16	4.99
2	France Government	フランス	国債	3.750	2021/ 4 /25	161,000	191,824.19	189,880.18	4.05
3	Italy Government	イタリア	国債	6.000	2031/ 5 / 1	114,000	36,634.00	167,168.68	3.56
4	Netherlands Government	オランダ	国債	5.500	2028/ 1 /15	103,400	143,521.52	160,036.63	3.41
5	France Government	フランス	国債	4.250	2018/10/25	122,000	139,155.64	133,001.96	2.83
6	Germany Government	ドイツ	国債	2.500	2046/ 8 /18	93,000	132,621.58	130,946.23	2.79
7	Spain Government	スペイン	国債	5.850	2022/ 1 /31	97,000	110,348.33	123,573.82	2.63
8	Germany Government	ドイツ	国債	4.000	2037/ 1 / 4	76,000	107,935.01	122,802.01	2.62
9	Germany Government	ドイツ	国債	1.000	2018/10/12	114,000	118,316.23	117,655.42	2.51
10	HETA Asset Resolution	オーストリア	社債	2.375	2022/12/13	100,000	99,351.00	110,071.00	2.35
11	Italy Government	イタリア	国債	2.000	2025/12/ 1	106,000	109,559.62	108,836.98	2.32
12	Iceland Government	アイスランド	国債	2.500	2020/ 7 /15	100,000	102,625.00	106,577.20	2.27
13	AIB Mortgage	アイルランド	社債	4.875	2017/ 6 /29	100,000	108,230.00	102,484.60	2.18
14	Realkredit Danmark	デンマーク	社債	2.000	2024/ 4 / 1	700,000	104,844.72	102,163.55	2.18
15	Belgium Kingdom	ベルギー	国債	4.000	2032/ 3 /28	70,000	99,533.00	100,072.35	2.13
16	Germany Government	ドイツ	国債	2.500	2021/ 1 / 4	87,000	98,472.56	98,192.38	2.09
17	Germany Government	ドイツ	国債	2.500	2044/ 7 / 4	63,000	82,628.74	87,670.42	1.87
18	Czech Government	チェコ	国債	3.875	2022/ 5 /24	71,000	76,581.72	85,122.89	1.81
19	Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	3.500	2018/ 6 / 1	75,000	80,775.00	78,912.45	1.68
20	Austria Government	オーストリア	国債	3.900	2020/ 7 /15	55,000	64,684.15	63,662.01	1.36
21	America Movil	メキシコ	社債	4.750	2022/ 6 /28	50,000	61,500.00	60,753.60	1.29
22	UniCredit SPA	イタリア	社債	4.375	2022/ 1 /31	50,000	55,425.00	60,255.15	1.28
23	EUROFIMA	国際機関	社債	4.000	2021/10/27	50,000	49,935.00	59,612.10	1.27
24	France Government	フランス	国債	6.000	2025/10/25	40,000	54,223.20	59,488.97	1.27
25	France Government	フランス	国債	3.250	2045/ 5 /25	43,000	57,963.58	59,306.89	1.26
26	Cloverie plc	アイルランド	社債	7.500	2039/ 7 /24	50,000	55,753.00	58,034.50	1.24
27	Nordea Bank AB	スウェーデン	社債	4.000	2021/ 3 /29	50,000	56,365.50	57,310.95	1.22
28	Gas Natural CAP	スペイン	社債	4.500	2020/ 1 /27	50,000	58,924.50	56,713.95	1.21
29	Telefonica Emisiones	スペイン	社債	4.693	2019/11/11	50,000	53,379.50	56,372.55	1.20
30	AXA	フランス	社債	5.250	2040/ 4 /16	50,000	55,048.50	55,713.95	1.19

(2) 運用実績

純資産の推移

2016年12月末日前一年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2016年1月末日	4,808	590	10.65	1,307
2月末日	4,916	603	10.70	1,313
3月末日	4,883	599	10.70	1,313
4月末日	4,824	592	10.59	1,299
5月末日	4,823	592	10.62	1,303
6月末日	4,895	601	10.78	1,323
7月末日	4,925	604	10.83	1,329
8月末日	4,889	600	10.79	1,324
9月末日	4,876	598	10.76	1,320
10月末日	4,766	585	10.54	1,293
11月末日	4,679	574	10.38	1,274
12月末日	4,693	576	10.39	1,275

純資産の推移



分配の推移

2016年12月末日前一年間の各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2016年1月	0.011	1.35
2月	0.011	1.35
3月	0.011	1.35
4月	0.011	1.35
5月	0.011	1.35
6月	0.011	1.35
7月	0.011	1.35
8月	0.011	1.35
9月	0.011	1.35
10月	0.011	1.35
11月	0.011	1.35
12月	0.011	1.35

2016年6月1日～2016年11月末日	0.066ユーロ
1口当たり分配金 設定来累計 (2016年11月末日までの累計額)	3.004ユーロ

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりです。

計算期間	収益率（注）
2016年1月1日～2016年12月末日	-0.17%

計算期間	収益率（注）
2016年6月1日～2016年11月末日	-1.64%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

年間収益率の推移



* 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価値 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価値(分配前の額)

2 販売及び買戻しの実績

2016年12月末日前一年間における販売および買戻しの実績ならびに2016年12月末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

販売口数	本邦内における	買戻し口数	本邦内における	発行済口数	本邦内における
	販売口数		買戻し口数		発行済口数
□ 15,550	□ 15,550	□ 15,970	□ 15,970	□ 451,510	□ 451,510

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝122.70円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 財政状態計算書
 2016年11月30日現在

	注記	2016年11月30日		2016年5月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
現金預金	5	221,269	27,150	24,937	3,060
未収債権	6	69,855	8,571	4	0
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2, 3	4,513,823	553,846	4,844,919	594,472
資産合計		4,804,947	589,567	4,869,860	597,532
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	125,267	15,370	45,715	5,609
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2, 3	836	103	954	117
負債(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)		126,103	15,473	46,669	5,726
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産		4,678,844	574,094	4,823,191	591,806

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

包括利益計算書

2016年11月30日に終了した期間

	注記	2016年11月30日		2015年11月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
預金利息	2	-	-	15	2
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純(損)益	10	(6,724)	(825)	38,203	4,688
その他の収益		-	-	338	41
(費用) / 収益合計		(6,724)	(825)	38,556	4,731
費用					
預金利息	2	33	4	-	-
受託会社報酬	9	1,457	179	1,609	197
販売会社報酬	9	12,151	1,491	13,402	1,644
代行協会会員報酬	9	2,424	297	2,684	329
投資運用報酬	9	7,298	895	8,037	986
投資顧問報酬	9	4,847	595	5,367	659
管理事務代行報酬	9	3,158	387	3,485	428
副保管費用		781	96	1,863	229
監査報酬		1,645	202	1,663	204
法務報酬		13,196	1,619	13,454	1,651
印刷費		17,608	2,161	17,045	2,091
その他の費用		9,648	1,184	1,952	240
費用合計		74,246	9,110	70,561	8,658
純費用		(80,970)	(9,935)	(32,005)	(3,927)
ファイナンス費用					
分配金	12	(29,912)	(3,670)	(33,245)	(4,079)
ファイナンス費用合計		(29,912)	(3,670)	(33,245)	(4,079)
源泉徴収税		-	-	(465)	(57)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の減少		(110,882)	(13,605)	(65,715)	(8,063)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 買戻可能受益証券保有者に帰属する
 純資産の変動計算書
 2016年11月30日に終了した期間

	2016年11月30日		2015年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,823,191	591,806	5,553,794	681,451
買戻可能受益証券の発行手取金	34,097	4,184	1,318,453	161,774
買戻可能受益証券の買戻支払金	(69,566)	(8,536)	(1,576,380)	(193,422)
純(費用)/収益平準化(注2)	(170)	(21)	591	73
純資本平準化(注2)	2,174	267	13,405	1,645
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(110,882)	(13,605)	(65,715)	(8,063)
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,678,844	574,094	5,244,148	643,457

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2016年11月30日

1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD:豪ドル)(以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド(CAD:カナダドル)(以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。))および毎月分配 米国優先証券ファンド(US\$:米ドル)(以下「米国優先証券ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはしていない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはしていない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額に対して調整された取得原価主義に従い、かつ、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」(以下「FRS第102号」という。))および財務報告基準第104号「中間財務報告」(以下「FRS第104号」という。))を含む財務報告評議会が発行したアイルランドの財務報告基準に準拠して作成されている。

FRS第102号およびFRS第104号に準拠した財務書類の作成は、経営陣による、方針の適用ならびに資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の行使が要求される。かかる見積りならびに付随する仮定は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。見積りおよび基礎を成す仮定は、継続的に見直される。会計見積りの改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合には当該見積改訂期間に、または改訂が当該期間ならびに将来期間の両方に影響を及ぼす場合には当該改訂期間および将来期間において要約される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品（「取引用証券」）は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価額の増減は、包括利益計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として包括利益計算書に計上される。2016年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、包括利益計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨（「機能通貨」）を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ（「EUR」）、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル（「AUD」）、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル（「CAD」）および米国優先証券ファンドに関しては米ドル（「US\$」）である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、包括利益計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益 / (費用) および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益 / (損失) を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益 / (損失) に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券 1 口当たり純資産価格（「NAV」）

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券 1 口当たり NAV は、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買戻される。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという FRS 第102号セクション7.1A に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2016年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	4,446,750	50,148,682	20,905,094	4,691,655
- 優先証券	-	-	-	18,406,489
- 先物契約	-	4,321	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	32,531
- 投資有価証券発生利息	67,073	440,205	246,524	189,992

損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,513,823	50,593,208	21,151,618	23,320,667
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有：				
- 先渡為替契約	836	-	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	836	-	-	-
2016年5月31日	E U R	A U D	C A D	U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	4,781,952	50,142,408	22,008,806	4,655,473
- 優先証券	-	-	-	20,019,464
- 投資有価証券配当金	-	-	-	34,841
- 投資有価証券発生利息	62,967	478,932	247,528	236,440
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,844,919	50,621,340	22,256,334	24,946,218
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有：				
- 先渡為替契約	954	-	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	954	-	-	-

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含むもの（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

ユーロ・ボンド・ファンド

2016年11月30日	レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,446,750	-	4,446,750
	-	4,446,750	-	4,446,750

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

-	836	-	836
-	836	-	836

2016年5月31日

レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

-	4,781,952	-	4,781,952
-	4,781,952	-	4,781,952

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

-	954	-	954
-	954	-	954

オーストラリア・ボンド・ファンド

2016年11月30日

レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

先物契約

21,104,191	29,044,491	-	50,148,682
4,321	-	-	4,321
21,108,512	29,044,491	-	50,153,003

2016年5月31日

レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

19,031,925	31,110,483	-	50,142,408
19,031,925	31,110,483	-	50,142,408

カナダ・ボンド・ファンド

2016年11月30日	レベル1 C A D	レベル2 C A D	レベル3 C A D	合計 C A D
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	20,905,094	-	20,905,094
	-	20,905,094	-	20,905,094

2016年5月31日	レベル1 C A D	レベル2 C A D	レベル3 C A D	合計 C A D
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	22,008,806	-	22,008,806
	-	22,008,806	-	22,008,806

米国優先証券ファンド

2016年11月30日	レベル1 U S \$	レベル2 U S \$	レベル3 U S \$	合計 U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,691,655	-	4,691,655
優先証券	-	18,406,489	-	18,406,489
	-	23,098,144	-	23,098,144

2016年5月31日	レベル1 U S \$	レベル2 U S \$	レベル3 U S \$	合計 U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	4,655,473	-	4,655,473
優先証券	-	20,019,464	-	20,019,464
	-	24,674,937	-	24,674,937

ファンドは、2017年1月1日以降に開始する会計期間から発効する、「財務報告公開草案（FRED）第62号 FRS第102号の改訂 - 公正価値ヒエラルキーの開示」を早期適用している。当該基準は、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定を分類することをファンドに要求している。

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

米国優先証券ファンド

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「ブラックロック」という。）がかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）と対照して達成済のサブ・ファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しを実施される。リスク報告は、バーラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ハインドサイトおよびS & Pマイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「V a R」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのV a Rの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てV a Rを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、V a Rを上回るかまたはV a Rに等しい損失を被ることになる。

サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なV a R制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（「R Q A」）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、R Q Aグループは、投資運用会社に対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

V a Rに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、V a Rに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

V a R - シミュレーション(ファット・テール、非線形ならびに非対称利得)

ブラックロック・ソリューションズ(BRS)は、パラメータ上のモデル、グリッド・モンテカルロ・シミュレーションおよび過去シミュレーションを含む、複数の市場におけるスタンダードであるポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにV a Rモデルを提供する。主要金利デューレーションによる分散/共分散ベースの強化されたデルタ標準モデルは、線形のポートフォリオに対して採用される。グリッド・モンテカルロは、通常、非線形のリスク特性を持つポートフォリオに対して用いられる。ハイブリッド・シミュレーション/分析モデル、包括的V a Rは、大規模かつグローバルなポートフォリオに対して信頼性があり、線形および非線形の両方のリスク特性を収集する。

パラメータ上のV a R

BRSは、グローバルなリスク要因を収集するパラメータ上のポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにV a Rモデルを提供する。かかる画一的アプローチは、市場リスク要因の変動に対するポートフォリオ感応度が、部分的デューレーションにより近似されることがあると仮定する。かかるモデルは、すべてのキャッシュ・フローを明確に評価し、ポートフォリオ感応度を得るために主要金利デューレーションに依存する。分散/共分散行列は、2年の指数(または均一)加重データに基づく。下落による損失の可能性(例:V a Rでは95%)ならびに一標準偏差における予想リスク/リターンは、ポートフォリオ、ベンチマークに対して積極的に報告されることがある(例:ギャップ)。

BRSの目的は、世界で最も評判の高い投資マネージャーおよびリスクマネージャーになること、ならびにすべての市場サイクルにおいて顧客から高く評価されるパートナーになることである。BRSの責務は、優れた製品およびサービスを引渡すことによって顧客に対して価値を生み出すことである。BRSは、最高水準の倫理基準を保ち、最高の完全性を持って運用を行っている。これらがBRSの文化を定義する本質的価値である。

これらの目的を鑑みて、BRSはそのシステムおよびリサーチ能力を高め、変化する市場環境および顧客のニーズに合致するよう新製品を開発し、かつ、顧客が市場の出来事に対してより理解を深め、対処することができるよう情報および市場の動向を提供することにより、既存製品の改善に継続的に取り組んでいる。

ブラックロックのV a R分析システムにより、ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細にモニタリングし、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2016年11月30日のサブ・ファンドのポートフォリオの相対V a R(ボラティリティ、デューレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計)は、1年間でベンチマーク(B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス)の3.56%であった(2016年5月31日:5.48%)。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利リスクがサブ・ファンドの投資目標内で取引されているか(主に、デューレーション・リスクの制約内で定められる。)は、アラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネージャー、アカウント・マネージャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるB o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デューレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2016年11月30日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのV a Rは年間でベンチマークの0.01%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブVaR分析（2016年11月30日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（％／年）
カーブ		
米国財務省証券		0.01
3ヵ月	-0.41	0.06
1年	0.07	-0.01
2年	0.19	-0.05
3年	0.21	-0.08
5年	-0.12	0.06
7年	0.16	-0.09
10年	-0.09	0.05
15年	-0.05	0.03
20年	0.19	-0.12
25年	-0.03	0.02
30年	-0.21	0.13

「寄与（％／年）」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度のリスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2016年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの-0.29%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブVaR分析（2016年5月31日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（％／年）
カーブ		
米国財務省証券		-0.29
3ヵ月	-0.46	0.00
1年	-0.06	0.01
2年	0.23	-0.04
3年	0.37	-0.08
5年	-0.15	0.04
7年	0.15	-0.05
10年	-0.05	0.02
15年	0.13	-0.04
20年	0.31	-0.10
25年	0.09	-0.03
30年	0.08	-0.02

信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、より利回りは高くなり、不履行の可能性も高くなる。クレジット調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別に（投資適格および高利回り社債）、債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル・クレジット・リサーチ・チームを編成している。クレジット・アナリストは社債、高利回り社債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用リスクを評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。

クレジット・アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが保有していないが、保有を検討している銘柄の監視について責任を有する。

通常の場合において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりBaa/BBBの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるBaa以下、S&Pグローバル・レーティングによるBB以下またはフィッチによるBB以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するというのではなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。

格付カテゴリ別ポートフォリオ（2016年11月30日現在）

格付	ポートフォリオ (%)	ベンチマーク (%)	差 (%)
政府	0.00	0.00	0.00
AA	6.78	0.00	6.78
A	8.05	0.00	8.05
BBB	52.77	94.20	-41.43
BB	31.51	5.80	25.71
その他	0.89	0.00	0.89
合計	100.00	100.00	

格付カテゴリ別ポートフォリオ（2016年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ (%)	ベンチマーク (%)	差 (%)
政府	0.00	0.00	0.00
AA	4.47	0.00	4.47
A	7.34	0.00	7.34
BBB	56.12	99.00	-42.88
BB	24.95	1.00	23.95
その他	7.12	0.00	7.12
合計	100.00	100.00	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方がその取引約定を履行できない場合にブラックロックまたはそのクライアントのアカウントが損失を被る潜在的損失のことをいう。

ブラックロックの取引相手方および集中リスクグループ（Counterparty & Concentration Risk Group）は、以下の全社規模の取引相手方に対する与信方針および手順を実行、更新ならびに執行する責任を負う。

1. 取引相手方の将来の信用度を査定し、取引相手方を承認する。
2. 資産クラス毎に生じる、各取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーを測定し、監視する。
3. エクスポージャーの設定、確認または調整目的で、必要に応じて取引相手方の財務実績を監視する。
4. 商品毎、傾向毎および取引相手方毎にエクスポージャーのレベルの監視を実施し、総エクスポージャーが認められた時点でポートフォリオ・マネジャーに報告する。
5. ISDAおよびその他のデリバティブ関連文書に対する信用問題の指針および監視を提供する。ブラックロックは通常、スワップの取引相手方に対して、取引開始時に少なくともAの格付を有していることを要求する。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

ブラックロックが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のDVP（引渡しと支払の同時決済）である。市場がDVPではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い/前渡し）が定められる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH&Co.」）を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、キャッシュ・マネジメント・スイープ（「CMS」）プログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソプリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2016年5月31日：A+）である。

流動性リスク

流動性リスクは、（ ）市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または（ ）デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務（追加証拠金請求等）が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品（デリバティブを含む。）の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ RQAは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由（本国送金問題等）を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2016年11月30日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	2.53	0.00
その他	0.00	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	14.84	0.21
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.11	0.01

20年以上	82.52	4.13
合計	100.00	4.35

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2016年5月31日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	2.43	0.00
その他	0.00	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	15.25	0.29
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.11	0.01
20年以上	82.21	2.95
合計	100.00	3.25

2016年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	US \$	US \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	140,431	140,431
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	23,685,320	23,685,320
負債合計	23,825,751	23,825,751

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	US \$	US \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	144,694	144,694
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	25,418,519	25,418,519
負債合計	25,563,213	25,563,213

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが実行される取引日の午前10時（ダブルリン時間）までに受領されていなければならない。受益証券は、インベストメント・マネジャーが買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが実行される取引日（同日を含む。）から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

オーストラリア・ボンド・ファンド

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ・マネジャーおよび経営陣ならびに債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セク

ター・チームの責任者、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよび債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

市場リスク

市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンへの感応度を監視する。AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド（以下「AMP C I」という。）の債券運用チームは現在、リスクを計算するためブラックロック・アラジン・リスク管理システムを利用し、また、ポートフォリオ・マネジャーは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、ブラックロック・アラジン・リスク管理システムであり、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2016年11月30日現在および2016年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	
	2016年11月30日	2016年5月31日
現金	3.85%	1.61%
国債	24.52%	19.38%
準国債	15.93%	18.16%
社債	55.70%	60.85%
合計	100.00%	100.00%

デュレーション寄与

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターンの総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

ベータ

ベータは、UBSオーストラリア債券（総合）指数の変動に対するサブ・ファンドのリターンの感応度を測定する。2016年11月30日までの6ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは1.00である。これは、UBSオーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、サブ・ファンドの単位価格に1.00%の変動を生じる見込であることを意味する。2016年5月31日のサブ・ファンドの平均ベータは1.00であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを52,634,705豪ドルから53,161,052豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは52,108,358豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算

され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、サブ・ファンドは、2016年6月1日から2016年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.86%の標準偏差と比較して3.87%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、サブ・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2016年11月30日に終了した6ヵ月間において、0.16%である。2015年6月1日から2016年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.67%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

A M P C Iのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。A M P C Iのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に関係する。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2016年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2016年11月30日現在および2016年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後デュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2016年11月30日現在

ファンド・デュレーション：4.69

ベンチマーク・デュレーション：4.9

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	53,868,989	2.35%	944,943,707,486	2.45%	- 0.10%
- 0.25	53,251,847	1.17%	933,644,966,230	1.23%	- 0.06%
0	52,634,705	-	922,346,224,974	-	-
0.25	52,017,563	- 1.17%	911,047,483,718	- 1.23%	0.06%
0.50	51,400,421	- 2.35%	899,748,742,462	- 2.45%	0.10%

2016年5月31日現在

ファンド・デュレーション：4.85

ベンチマーク・デュレーション：4.83

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	52,460,914	2.43%	938,164,037,190	2.42%	0.01%
- 0.25	51,839,886	1.21%	927,102,834,486	1.21%	0.00%
0	51,218,857	-	916,041,631,782	-	-
0.25	50,597,828	- 1.21%	904,980,429,078	- 1.21%	0.00%
0.50	49,976,800	- 2.43%	893,919,226,375	- 2.42%	- 0.01%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイントの変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これによりAMP C Iは、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済の見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りおよびイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値のAMP C Iの社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、AMP C Iの調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。AMP C Iは各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

流動性リスク

サブ・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができるAMP C Iは予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2016年11月30日現在および2016年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2016年11月末日	2016年5月末日
	市場価格%	市場価格%
高度流動性資産	44.30%	39.20%
流動性資産	53.80%	58.90%
取引資産	1.90%	1.90%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2016年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	A U D	A U D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	450,655	450,655
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	52,634,705	52,634,705
負債合計	53,085,360	53,085,360

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	A U D	A U D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	376,274	376,274
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	51,218,857	51,218,857
負債合計	51,595,131	51,595,131

信用リスク

信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デレージョンおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券（例えば、B B B + の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A Aの格付）に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2016年11月30日現在および2016年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用格付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

国際格付機関による格付

信用格付	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ
	2016年11月末日	2016年11月末日	2016年5月末日	2016年5月末日
A A A	74.36%	41.80%	73.98%	39.72%
A A +	7.09%	3.79%	8.05%	3.96%
A A	9.45%	13.95%	8.57%	11.22%
A A -	2.33%	5.71%	2.40%	5.89%
A +	1.15%	3.98%	1.02%	4.09%
A	1.63%	11.00%	1.82%	12.46%
A -	1.74%	9.46%	1.66%	9.98%
B B B +	0.93%	3.94%	1.23%	6.24%
B B B	0.90%	4.44%	0.89%	4.58%
B B B -	0.42%	0.00%	0.38%	0.00%
B B +	0.00%	1.92%	0.00%	1.86%
無格付	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。A M P C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはA M P C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを觀察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内で開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびA M P C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト(ユークー)リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o .を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M Sに参加することが(スイープされた残高についての損失のような)投資リスク

を負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+(2016年5月31日:A+)である。

信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、(AMP C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども)投資不適格の資産には投資しない。

取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMP C Iは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためT+1による取引確認を要求している。

担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2016年11月30日現在、マクワイア・バンクに66,514豪ドル(2016年5月31日:72,187豪ドル)の先物証拠金が預託されていた。S&Pグローバル・レーティングによるマクワイア・バンクの信用格付は、A-2(2016年5月31日:A-)である。

減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

通貨リスク

2016年11月30日に終了した6ヵ月間において、サブ・ファンドは、いかなる通貨エクスポージャーにもさらされていなかった。

ユーロ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引(例えば、為替契約)

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マンドートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク(市場リスク(通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む)、信用リスクおよび流動性リスク)にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進さ

れる総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デュレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「ティー・ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2015年12月1日から2016年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.84%の標準偏差と比較して年率3.83%⁶のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2016年11月30日現在でブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約239,445ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2016年11月30日現在4,678,844⁷ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.024⁸に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2016年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約239,445ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。

2016年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2016年5月31日現在でブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約223,199ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2016年5月31日現在4,823,191⁹ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.926¹⁰に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2016年5月31日現在のサブ・ファンドのNAVに基づき約223,199ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本中間財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report(投資運用会社報告書)に脚注1、2、3、4および5が記載されているため、注記中の脚注は6から開始している。

⁶ ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

⁷ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

⁸ 過去3年間のベータ1.024：(ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年11月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックス

⁹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁰ 過去3年間のベータ0.926：(ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年5月末現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・パークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2016年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹¹の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.1%減少することになり、これは2016年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産4,678,844¹²ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.30¹³に基づき、債券価格の147,350ユーロの下落に相当する。

2016年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹⁴の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2016年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産4,823,191¹⁵ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.48¹⁶に基づき、債券価格の156,271ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%増加することになる。

2016年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2016年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.1%	- 147,350
+ 1.00%	- 6.3%	- 294,700
- 0.50%	+ 3.1%	147,350
- 1.00%	+ 6.3%	294,700

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2016年5月31日現在の有効デュレーションは6.48およびサブ・ファンドの純資産は4,823,191¹⁷ユーロ）による2016年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響（2016年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 156,271
+ 1.00%	- 6.5%	- 312,543
- 0.50%	+ 3.2%	156,271
- 1.00%	+ 6.5%	312,543

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

¹¹ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹³ ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁴ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹⁵ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁶ ティー・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁷ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、S & Pグローバル・レーティングまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAAA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2016年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	26.57	26.33	0.24
AA	27.69	31.28	- 3.59
A	11.69	10.22	1.47
BAA	26.38	32.17	- 5.79
該当なし	- 0.01	0.00	- 0.01
現金	7.68	0.00	7.68
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2016年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	24.97	26.39	- 1.42

A A	30.53	30.97	- 0.44
A	12.10	10.16	1.94
B A A	30.43	32.48	- 2.05
現金	1.97	0.00	1.97
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、B B H & C o .¹⁸と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o .を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o .に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o .に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o .スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o .が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M Sプログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。B B H & C o .の信用格付は、フィッチからA +（2016年5月31日：A +）の格付を得ている。

¹⁸ すべての為替取引は、副保管会社であるB B H & C o .と共に実行される。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2016年11月30日現在および2016年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2016年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	125,267	125,267
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	836	836
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,678,844	4,678,844
負債合計	4,804,947	4,804,947

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	45,715	45,715
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	954	954
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,823,191	4,823,191
負債合計	4,869,860	4,869,860

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーをヘッジするために、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2016年11月30日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債（短期国債）取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ（％）（2016年11月30日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	100.03	100.00	0.03
ポーランド・ズウォティ	0.01	0.00	0.01
英ポンド	0.00	0.00	0.00
日本円	0.00	0.00	0.00
ノルウェー・クローネ	0.00	0.00	0.00
デンマーク・クローネ	-0.02	0.00	-0.02
スウェーデン・クローネ	-0.02	0.00	-0.02
	100.00	100.00	

通貨別ポートフォリオ（％）（2016年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	99.00	100.00	-1.00
日本円	0.82	0.00	0.82
デンマーク・クローネ	0.11	0.00	0.11
英ポンド	0.04	0.00	0.04
ポーランド・ズウォティ	0.02	0.00	0.02
スウェーデン・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および/または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デレション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的

に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動および金利変動)により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンのボラティリティの分析に基づき、カナダ・ボンド・ファンドは、2015年12月1日から2016年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.60%の標準偏差と比較して年率3.48%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2016年11月30日現在でブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように前年度より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約940,436カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2016年11月30日現在21,175,980¹⁹カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.888²⁰に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2016年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約940,436カナダドル減少していたと思われる。

2016年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2016年5月31日現在でブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間より5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,254,903カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2016年5月31日現在22,527,502²¹カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.114²²に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2016年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,254,903カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

¹⁹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

²⁰ 過去3年間のベータ0.888:(ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年11月30日現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックス

²¹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

²² 過去3年間のベータ1.114:(ティー・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年5月31日現在のファンドの実績総計対ブルームバーグ・パークレイズ・カナダ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2016年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動²³の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.9%減少するこ

となり、これは2016年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額21,175,980²⁴カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション7.71に基づき、債券価格の816,524カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.9%増加することになる。2016年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

N A Vにおける変化分に対する影響（2016年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.9%	- 816,524
+ 1.00%	- 7.7%	- 1,633,048
- 0.50%	+ 3.9%	816,524
- 1.00%	+ 7.7%	1,633,048

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを7.09とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2016年5月31日現在のN A Vにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2016年5月31日現在のファンドのN A Vは、22,527,502²⁵カナダドルであった。

N A Vにおける変化分に対する影響（2016年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.6%	- 799,726
+ 1.00%	- 7.1%	- 1,597,200
- 0.50%	+ 3.6%	799,726
- 1.00%	+ 7.1%	1,597,200

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

²³ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

²⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

²⁵ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりB B B - / B a a 3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、A A - / A a 3以上に維持されており、サブ・ファンドのN A Vの最大10%が、B B B - / B a a 3の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA / A 2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2016年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
A A A	51.81	45.58	6.23
A A	21.88	37.35	- 15.47
A	16.59	8.84	7.75

B A A	5.79	8.23	- 2.44
B A	1.08	0.00	1.08
現金*	2.85	0.00	2.85
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2016年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （％）	指数組入比率 （％）	差 （％）
A A A	50.34	46.08	4.26
A A	20.89	36.80	- 15.91
A	19.92	9.30	10.62
B A A	5.43	7.82	- 2.39
B A	1.00	0.00	1.00
現金*	2.42	0.00	2.42
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M S プログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるB B H & C o . の信用格付は、A +（2016年5月31日：A +）である。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流

動性リスクは、市場に十分な興行がないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2016年11月30日および2016年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2016年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	C A D	C A D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	82,035	82,035
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	21,175,980	21,175,980
負債合計	21,258,015	21,258,015

2016年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	C A D	C A D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	77,864	77,864
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	22,527,502	22,527,502
負債合計	22,605,366	22,605,366

通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2016年11月30日	2016年5月31日
	E U R	E U R
デンマーク・クローネ	133,283	131,927
ポーランド・ズウォティ	436	96,182
英ポンド	2	2
スウェーデン・クローネ	121,013	125,724
合計	254,734	353,835

カナダ・ボンド・ファンド	2016年11月30日	2016年5月31日
	C A D	C A D
ユーロ	-	3,589
合計	-	3,589

米国優先証券ファンド	2016年11月30日	2016年5月31日
	U S \$	U S \$
ユーロ	20,563	21,578
日本円	1,170	1,202
合計	21,733	22,780

5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金66,514豪ドル（2016年5月31日：72,187豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6. 未収債権

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	480	10	83
ファンド受益証券売却未収金	-	472,972	-	-
投資有価証券売却未収金	69,855	-	-	-
その他の資産	-	-	35,185	-
2016年11月30日現在	69,855	473,452	35,195	83

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	529	13	21
ファンド受益証券売却未収金	-	18,486	-	-
投資有価証券売却未収金	-	-	-	-
その他の資産	4	-	37,983	-
2016年5月31日現在	4	19,015	37,996	21

7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	EUR	AUD	CAD	US\$
未払利息	49	-	-	10
ファンド受益証券買戻未払金	-	82,919	-	-
投資有価証券購入未払金	57,597	-	-	-
未払報酬引当金（注9）	62,663	149,693	82,035	77,176
未払分配金	4,958	218,043	-	63,245
2016年11月30日現在	125,267	450,655	82,035	140,431

	EUR	AUD	CAD	US\$
未払利息	17	-	2	10
ファンド受益証券買戻未払金	-	25,595	2,132	14,171
投資有価証券購入未払金	-	-	-	-
未払報酬引当金（注9）	40,703	145,044	75,730	64,098
未払分配金	4,995	205,635	-	66,415
2016年5月31日現在	45,715	376,274	77,864	144,694

8. 期間/年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

2016年11月30日	ユーロ・ ボンド・ ファンド (口)	オーストラリア・ ボンド・ ファンド (口)	カナダ・ ボンド・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160
発行受益証券数	3,190	630,990	18,900	51,300
買戻受益証券数	(6,530)	(327,240)	(98,560)	(209,230)
期末現在発行済受益証券数	450,750	5,318,130	2,132,100	3,162,230

2016年5月31日	ユーロ・ ボンド・ ファンド (口)	オーストラリア・ ボンド・ ファンド (口)	カナダ・ ボンド・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
発行受益証券数	138,050	556,210	66,280	135,370
買戻受益証券数	(199,820)	(1,297,480)	(461,730)	(609,030)
期末現在発行済受益証券数	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160

9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAVの年率0.60%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

NAV200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

NAV100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

NAV500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV500,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	234	2,586	1,063	1,191
販売会社報酬	1,952	21,567	9,078	9,902
代行協会員報酬	386	4,296	1,753	1,974
投資運用報酬	1,176	21,552	5,351	11,876
投資顧問報酬	772	-	3,506	-
管理事務代行報酬	507	5,604	2,126	2,177
副保管費用	108	1,077	-	452
監査報酬	1,627	16,532	7,747	7,789
その他の費用	55,901	76,479	51,411	41,815
2016年11月30日	62,663	149,693	82,035	77,176

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	244	2,600	1,139	1,294
販売会社報酬	2,035	21,784	9,701	10,786
代行協会員報酬	409	4,355	1,905	2,153
投資運用報酬	1,219	21,783	5,683	12,939
投資顧問報酬	818	-	3,811	-
管理事務代行報酬	530	5,632	2,278	2,372
副保管費用	389	1,749	-	840
監査報酬	3,232	34,320	15,095	17,032
その他の費用	31,827	52,821	36,118	16,682
2016年5月31日	40,703	145,044	75,730	64,098

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純（損）益

2016年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US \$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	56,637	126,766	58,136	328,088
- 先物契約	-	22,366	-	-
- 先渡為替契約	9,580	-	-	-
	66,217	149,132	58,136	328,088
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	(17,370)	(3,539)	(47,809)	(103,943)
- 先物契約	-	(28,349)	-	-
- 先渡為替契約	(5,431)	(787)	(470)	(153)
	(22,801)	(32,675)	(48,279)	(104,096)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	1
- 先物契約	-	4,321	-	-
- 先渡為替契約	118	-	-	-
	118	4,321	-	1
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	(119,639)	(1,203,130)	(387,529)	(512,139)
- 先渡為替契約	-	-	-	-
	(119,639)	(1,203,130)	(387,529)	(512,139)
受取配当金	-	-	-	234,174
受取利息	71,385	1,093,394	326,895	403,503
純収益平準化	170	4,633	-	-
純費用平準化	-	-	(18,162)	(5,301)
純資本平準化	(2,174)	101,849	(16,872)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債 に係る純（損）益	(6,724)	117,524	(85,811)	344,230

2015年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	47,799	493,058	149,055	227
- 先物契約	-	476,570	-	-
- 先渡為替契約	2,157	46	1	-
	49,956	969,674	149,056	227
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	(19,675)	(220,596)	(77,225)	(212,304)
- 先物契約	-	(483,533)	-	-
- 先渡為替契約	(2,059)	(341)	(391)	(458)
	(21,734)	(704,470)	(77,616)	(212,762)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	205
- 先渡為替契約	-	-	3	-
	-	-	3	205
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	(55,880)	(1,177,481)	(621,574)	(343,857)
- 先渡為替契約	(230)	-	-	(10)
	(56,110)	(1,177,481)	(621,574)	(343,867)
受取配当金	-	-	-	338,760
支払配当金	-	-	-	(68,213)
受取利息	80,087	1,386,987	417,333	483,079
純費用平準化	(591)	(4,821)	(51,135)	(32,412)
純資本平準化	(13,405)	(192,995)	(16,628)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純（損）益	38,203	276,894	(200,561)	165,017

11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準（FRS第102号）の下で関連当事者であるとみなされる。当期中に関連当事者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

AIF規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実にするための（文書化された手順により証明される）取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことを満たしている。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2016年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2016年6月	0.011	5,002	0.041	203,934
2016年7月	0.011	5,004	0.041	203,963
2016年8月	0.011	4,987	0.041	203,614
2016年9月	0.011	4,986	0.041	204,864
2016年10月	0.011	4,975	0.041	210,435
2016年11月	0.011	4,958	0.041	218,043
合計		<u>29,912</u>		<u>1,244,853</u>
	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2016年6月	0.022	48,617	0.020	65,693
2016年7月	0.022	48,633	0.020	65,473
2016年8月	0.022	48,482	0.020	64,626
2016年9月	0.022	48,015	0.020	64,073
2016年10月	0.022	47,480	0.020	64,303
2016年11月	0.022	47,016	0.020	63,245
合計		<u>288,243</u>		<u>387,413</u>

2015年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2015年6月	0.011	5,650	0.041	234,104
2015年7月	0.011	5,578	0.041	234,427
2015年8月	0.011	5,583	0.041	235,533
2015年9月	0.011	5,559	0.041	236,437
2015年10月	0.011	5,452	0.041	227,526
2015年11月	0.011	5,423	0.041	220,529
合計		<u>33,245</u>		<u>1,388,556</u>
	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2015年6月	0.022	56,854	0.020	74,191
2015年7月	0.022	56,399	0.020	73,385
2015年8月	0.022	55,920	0.020	71,739
2015年9月	0.022	55,590	0.020	70,727
2015年10月	0.022	55,082	0.020	70,463
2015年11月	0.022	54,709	0.020	69,145
合計		<u>334,554</u>		<u>429,650</u>

13. 純資産額の推移

	E U R	A U D	C A D	U S \$
2016年11月30日				
NAV	E U R 4,678,844	A U D 52,634,705	C A D 21,175,980	U S \$ 23,685,320
受益証券数（口）	450,750	5,318,130	2,132,100	3,162,230
1口当たりNAV	E U R 10.38	A U D 9.90	C A D 9.93	U S \$ 7.49
2016年5月31日				

NAV	EUR 4,823,191	AUD 51,218,857	CAD 22,527,502	US \$ 25,418,519
受益証券数（口）	454,090	5,014,380	2,211,760	3,320,160
1口当たりNAV	EUR 10.62	AUD 10.21	CAD 10.19	US \$ 7.66
2015年11月30日				
NAV	EUR 5,244,148	AUD 54,516,257	CAD 24,514,001	US \$ 26,782,382
受益証券数（口）	491,510	5,383,170	2,430,900	3,457,180
1口当たりNAV	EUR 10.67	AUD 10.13	CAD 10.08	US \$ 7.75

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法（改正済み）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法（改正済み）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 当該報告書で使用された為替レート

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2016年11月30日	2016年5月31日
デンマーク・クローネ	7.440065	7.438465
ポーランド・ズウォティ	4.446949	4.390829
英ポンド	0.849047	0.764859
スウェーデン・クローネ	9.793355	9.299264

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

資産および負債をカナダドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2016年11月30日	2016年 5月31日
ユーロ	-	0.686698

毎月分配 米国優先証券ファンド

資産および負債を米ドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2016年11月30日	2016年 5月31日
ユーロ	0.942680	0.898270
日本円	113.945000	110.095000

17. 後発事象

当期末後から2017年 1月26日の間に、財務書類上で開示を要求される事象は生じなかった。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
投資有価証券明細表
2016年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストリア			
Austria Government 3.9% 15-Jul-20	55,000	63,729	1.36
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	7,000	8,289	0.18
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	38,000	46,034	0.98
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	110,091	2.35
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	10,000	17,832	0.38
Telekom Finanz 3.125% 03-Dec-21	20,000	22,651	0.48
		<u>268,626</u>	<u>5.73</u>
ベルギー			
Belgium Government 0.8% 22-Jun-25	35,000	36,080	0.77
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	70,000	100,006	2.14
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	32,000	52,960	1.13
		<u>189,046</u>	<u>4.04</u>
カナダ			
Royal Bank of Canada 4.625% 22-Jan-18	50,000	52,770	1.13
		<u>52,770</u>	<u>1.13</u>
チェコ共和国			
Czech Government 3.875% 24-May-22	71,000	85,178	1.82
		<u>85,178</u>	<u>1.82</u>
デンマーク			
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-23	209,000	30,617	0.65
Realkredit Danmark 2% 01-Apr-24	700,000	102,751	2.20
		<u>133,368</u>	<u>2.85</u>
フランス			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	55,464	1.19
BNP Paribas 3.375% 12-Jan-17	50,000	50,213	1.07
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	6,000	6,397	0.14
France Government 4.25% 25-Oct-18	122,000	133,516	2.85
France Government 3.75% 25-Apr-21	161,000	189,900	4.06
France Government 2.25% 25-May-24	48,000	55,159	1.18
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,763	0.17
France Government 6% 25-Oct-25	40,000	59,254	1.27
France Government 4% 25-Oct-38	2,000	2,990	0.06
France Government 3.25% 25-May-45	43,000	59,538	1.27
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	53,372	1.14
		<u>673,566</u>	<u>14.40</u>

名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）		
ドイツ		
Commerzbank 4% 23-Mar-26	15,000	0.32
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	11,000	0.26
Germany Government 1% 12-Oct-18	95,000	2.10
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	87,000	2.10
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	108,000	2.40
Germany Government 1% 15-Aug-25	216,000	4.98
Germany Government 4% 04-Jan-37	76,000	2.62
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	63,000	1.87
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	65,000	1.96
KFW 4.375% 04-Jul-18	38,000	0.88
	911,269	19.49
アイスランド		
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	2.29
	107,276	2.29
アイルランド		
AIB Mortgage 4.875% 29-Jun-17	100,000	2.20
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	1.24
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	33,000	0.97
	206,591	4.41
イタリア		
Buoni Poliennali Del Tes 3.5% 01-Jun-18	75,000	1.69
Buoni Poliennali Del Tes 0.7% 01-May-20	10,000	0.22
Buoni Poliennali Del Tes 4.75% 01-Sep-21	39,000	0.98
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	22,000	0.53
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	23,000	0.61
Italy Government 4.5% 01-May-23	8,000	0.20
Italy Government 2% 01-Dec-25	106,000	2.29
Italy Government 4.75% 01-Sep-28	20,000	0.54
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	3.52
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	18,000	0.55
Italy Government 5% 01-Sep-40	5,000	0.14
Italy Government 4.75% 01-Sep-44	28,000	0.79
Italy Government 3.25% 01-Sep-46	41,000	0.92
Unicredit SPA 4.375% 31-Jan-22	50,000	1.29
	668,200	14.27
メキシコ		
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	1.30
	60,662	1.30
オランダ		
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	0.13
ING Bank NV FRN 29-May-23	50,000	1.16
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	103,400	3.41
Rabobank Ned 4% 11-Jan-22	30,000	0.76
	255,429	5.46

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産 比率(%)
債務証券（続き）			
ポーランド			
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	2,000	436	0.01
Poland Government 0.875% 10-May-27	37,000	35,534	0.76
		35,970	0.77
スロベニア			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	10,997	0.24
Republika Slovenija 1.5% 25-Mar-35	10,000	9,291	0.20
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	40,000	54,732	1.17
		75,020	1.61
スペイン			
Bonos Y Oblig De l Estado 5.15% 31-Oct-44	9,000	13,334	0.28
Gas Natural Cap 4.5% 27-Jan-20	50,000	56,647	1.21
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	18,486	0.40
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	8,937	0.19
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	97,000	122,760	2.62
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	15,000	20,862	0.45
Telefonica Emisiones 4.693% 11-Nov-19	50,000	56,396	1.21
		297,422	6.36
国際機関			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	59,731	1.27
European Investment Bank 1.75% 12-Nov-26	230,000	24,403	0.52
		84,134	1.79
スウェーデン			
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	15,000	2,138	0.05
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	57,230	1.22
Nordea Hypotek 1% 08-Apr-22	400,000	41,432	0.89
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	53,458	1.14
		154,258	3.30
アメリカ合衆国			
Bank of America 4.625% 07-Aug-17	50,000	51,637	1.10
Goldman Sachs 6.375% 02-May-18	30,000	32,738	0.70
HSBC Finance 4.875% 30-May-17	50,000	51,242	1.10
Morgan Stanley 5.5% 02-Oct-17	50,000	52,348	1.12
		187,965	4.02
債務証券合計		4,446,750	95.04

	ノーショナル ・コスト (ユーロ)	未実現（損失） (ユーロ)	純資産 比率（%）
先渡為替契約			
デンマーク			
Danish Krone 15-Feb-17	(134,620)	(86)	-
スウェーデン			
Swedish Krona 31-Jan-17	(122,452)	<u>(750)</u>	<u>(0.02)</u>
先渡為替契約に係る未実現損失合計		(836)	(0.02)

先渡為替契約の取引相手方は、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドである。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 組入証券変動明細表
 2016年11月30日現在

	名目取得高	名目売却高
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	-	35,000
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	-	10,000
Austria Government 4.85% 15-Mar-26	-	11,000
Belgium Kingdom 4% 28-Mar-32	70,000	-
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	6,000	-
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	8,000	32,000
Bonos Y Oblig Del Estado 3.45% 30-Jul-66	31,000	31,000
Buoni Poliennali Del Tes 3.1% 15-Sep-26	-	20,000
France Government 4.25% 25-Oct-18	-	20,000
France Government 2.25% 25-May-24	-	60,000
France Government 6% 25-Oct-25	4,000	-
France Government 5.75% 25-Oct-32	-	56,000
France Government 3.25% 25-May-45	14,000	-
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	40,000	-
Germany Government 2% 04-Jan-22	70,000	186,000
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	55,000	-
Germany Government 1% 15-Aug-25	31,000	-
Germany Government 2.5% 04-Jul-44	10,000	-
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	42,000	-
Intesa Sanpaola 4.125% 14-Apr-20	-	50,000
Italy Government 2% 01-Dec-25	36,000	26,000
Italy Government 3.25% 01-Sep-46	41,000	-
Nordea Hypotek 1% 08-Apr-22	400,000	-
Republic of Austria 1.2% 20-Oct-25	-	30,000
Republic of Austria 3.8% 26-Jan-62	10,000	-
Republika Slovenija 1.5% 25-Mar-35	10,000	-
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	-	31,000
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	-	295,000

上記は、アイルランド中央銀行により要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期中における取得有価証券の上位17銘柄および売却有価証券の上位15銘柄を表示している。当期中、その他の取得または売却はなかった。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授権株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株です。2016年12月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約5,720万円)および6,250万ユーロ(約76億6,875万円)です。

(注)スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、平成28年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=143.00円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の唯一の業務は、投資信託の管理・運用を行うことです。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

また、管理会社はダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務およびAIFM規則の確実な遵守(ファンドの資産の投資および再投資を含みます。)につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。

また、管理会社は、会計書類の準備、受益証券の販売および買戻しの実行、分配および1口当たり純資産価格の計算につき責任を負います。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。管理会社は、自己の故意による違法行為、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社とその職務の適切な遂行において、(管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

(注)「T.ロウ・プライス」という日本語表記を「ティール・ロウ・プライス」に変更しました。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います。)。取締役はこれに従った責任を負います。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

2016年12月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託5本の管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ1,836,903,274.85米ドル、1,061,237,727.08豪ドル、4,693,273.48ユーロ、66,057,371.84カナダドル、263,715,529.23ニュージーランド・ドル、668,053,432.27ノルウェー・クローネ、16,998,496,017円です)。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額(通貨別)
アイルランド	MMF	1	1,588,293,149.04米ドル
			1,007,756,057.85豪ドル
			45,330,383.46カナダドル
			263,715,529.23ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	248,610,125.81米ドル
			53,481,669.23豪ドル
			4,693,273.48ユーロ
			20,726,988.38カナダドル
			668,053,432.27ノルウェー・クローネ
			16,998,496,017円

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

・その他の訂正

(注) 下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

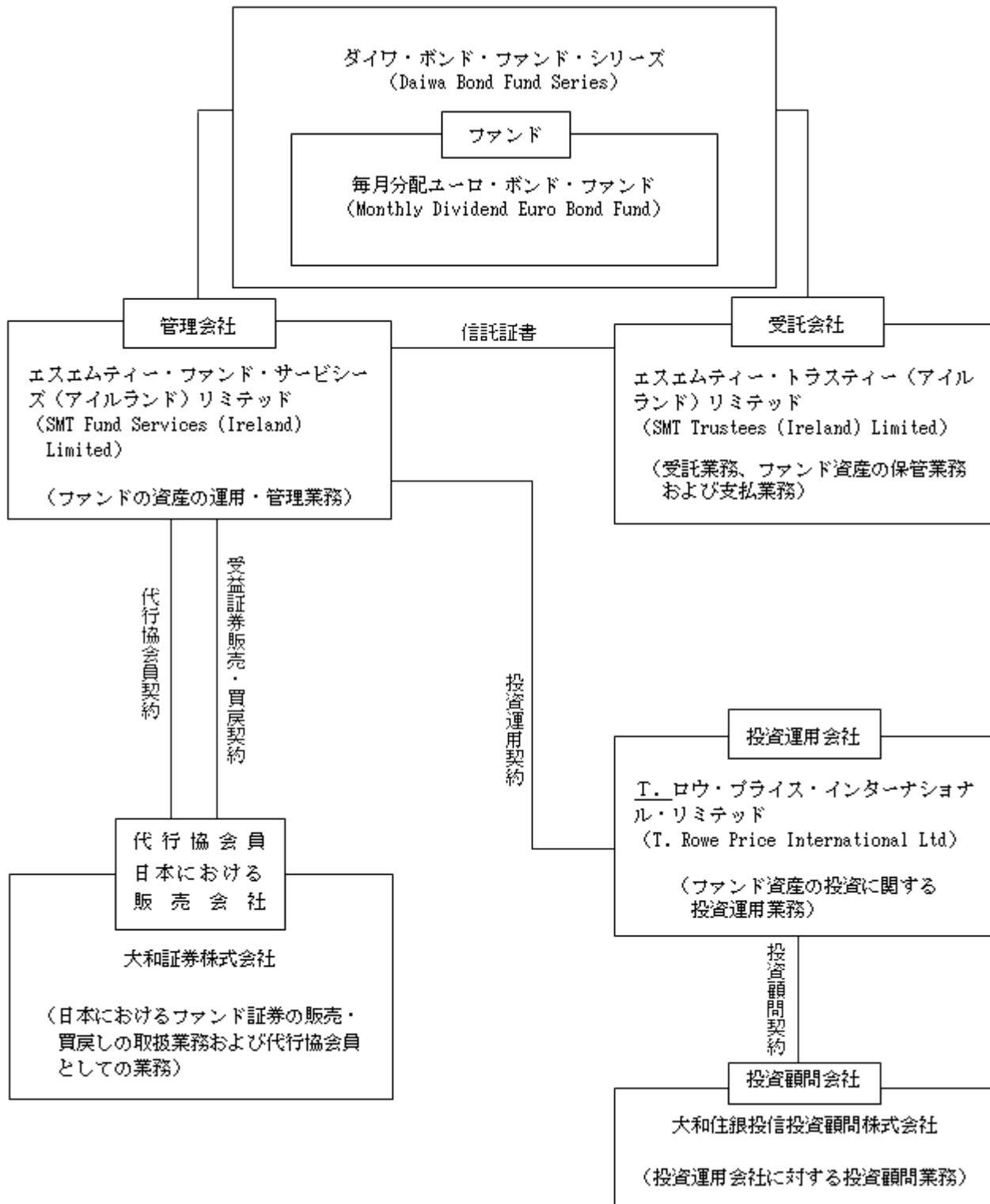
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	投資運用会社	2002年11月29日に管理会社とT.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で締結された投資運用契約(注1)は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています。2008年12月31日を効力発生日として、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)に譲渡されました。かかる譲渡の結果、管理会社、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびT.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された2008年12月12日付更改契約(2008年12月31日付で効力発生)に従って、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わりファンドの投資運用会社として業務を行います。

(中略)

管理会社の概要

(中略)

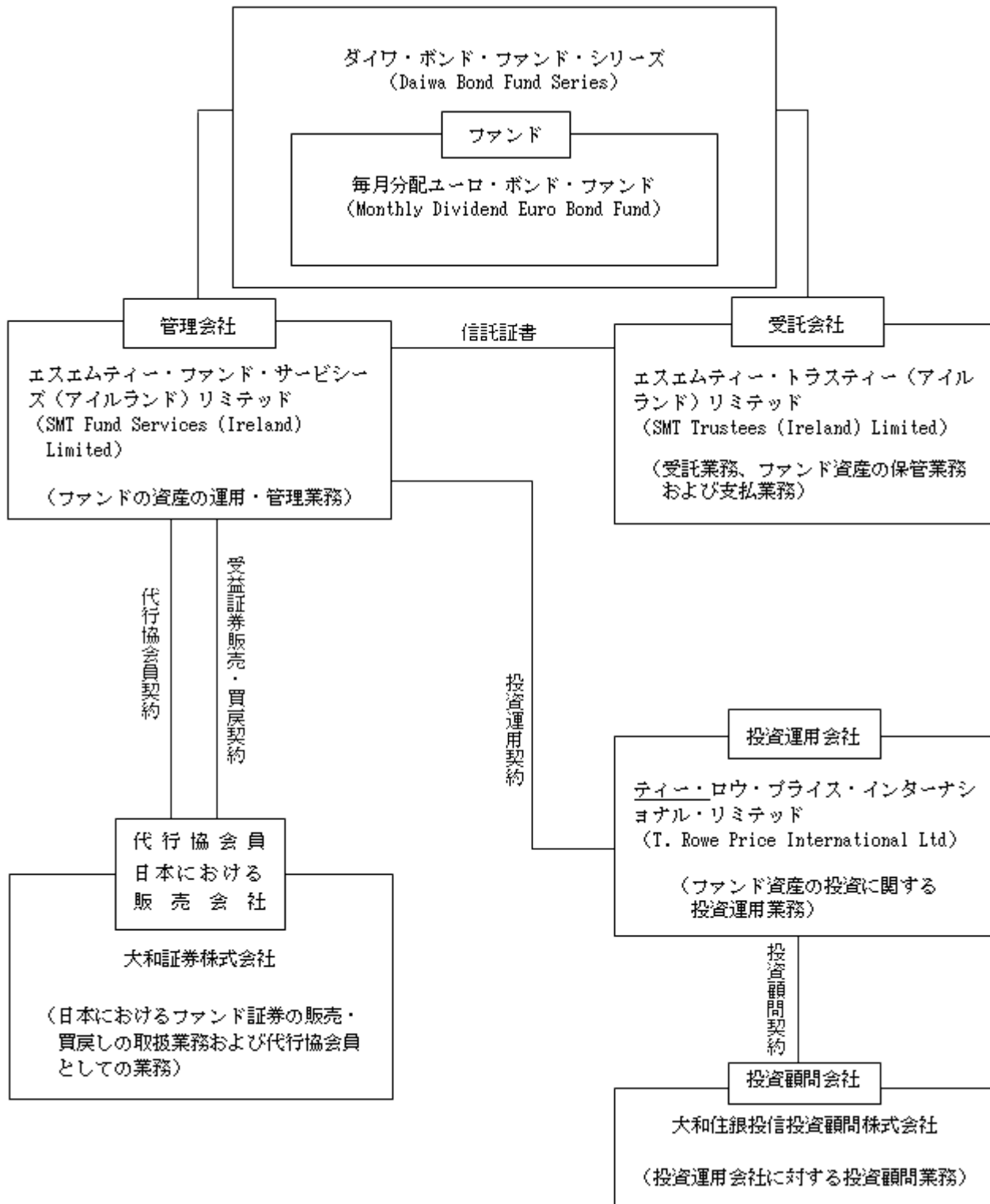
()大株主の状況

(2016年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

<訂正後>

ファンドの仕組み



(注)「T・ロウ・プライス」という日本語表記を「ティー・ロウ・プライス」に変更しました。以下同じです。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	投資運用会社	2002年11月29日に管理会社とT・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で締結された投資運用契約(注1)は、ファンド資産の投資運用業務について規定しています。2008年12月31日を効力発生日として、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、 <u>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド</u> (旧T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)に譲渡されました。かかる譲渡の結果、管理会社、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよび <u>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド</u> との間で締結された2008年12月12日付更改契約(2008年12月31日付で効力発生)に従って、 <u>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド</u> は、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わりファンドの投資運用会社として業務を行います。

(中略)

管理会社の概要

(中略)

()大株主の状況

(2016年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

2 投資方針

(3) 運用体制

<訂正前>

() 投資運用会社

管理会社およびT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T・ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)との間の2002年11月29日付投資運用契約(2008年12月31日を効力発生日とする2008年12月12日付更改契約に従って、T・ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドからT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ地位譲渡されました。)に従って、管理会社は、ファンドの投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「TRPIL」といいます。)を任命しています。当該投資運用契約は存続期間の定めがなく、一方当事者の他方当事者への書面による90日前の通知により解約することができます。

投資運用会社であるTRPILは、2000年3月23日に英国で設立され、その登記上の事務所を連合王国、ロンドンEC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。TRPILは、英国ロンドンで本ファンドに関するポートフォリオ運用業務を行っています。TRPILは、金融サービス持株会社であるT.ロウ・プライス・グループ・インク(T. Rowe Price Group, Inc.)の全額出資子会社です。この企業組織(以下「T.ロウ・プライス」と総称します。)にはTRPILのほかに、規制を受ける多くの投資委託会社が存在します。TRPILは、英国金融行為監督機構の規制を受けています。

TRPILは、2016年9月末日現在、運用資産として約977億米ドルを保有していました。

T.ロウ・プライスは、投資家ならびに金融仲介業者に幅広い選択肢から積極的な株式および債券投資戦略を提供しています。また、同社が提供する商品全般に渡り、独自性、ファンダメンタル・リサーチ、リスク・マネジメントに対する周到な注意およびスタイルの一貫性を保つことに重きを置いています。

(中略)

マクロ・リサーチ

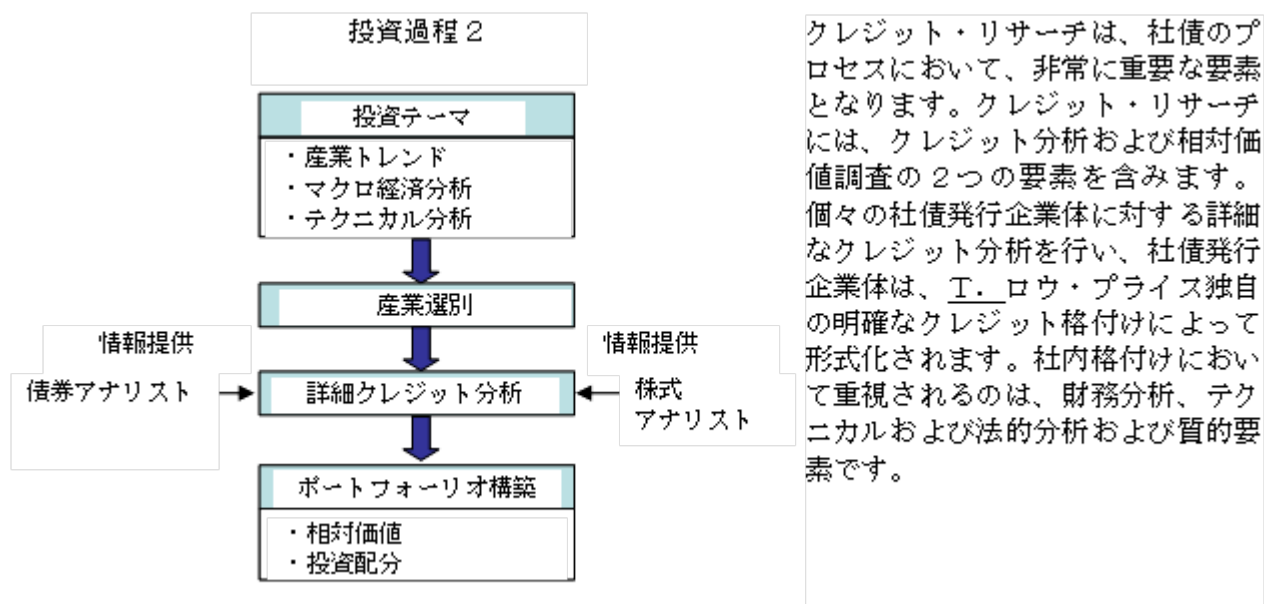
(中略)

リサーチおよび分析は、ウェブをベースとしたグローバルなシステム基盤を通して行われます。このシステム基盤のおかげで、全世界規模でリアルタイムに情報共有が可能となり、T.ロウ・プライスの他の事務所間または債券および株式チームとの良好なコミュニケーションが確保されます。

(中略)

クレジット投資

T.ロウ・プライスには、企業債券リサーチ専門のチームがあり、アナリストは全産業分野に渡っています。産業分野毎の専門アナリストが、スタッフ共々、社債市場における全産業をカバーしています。さらに、企業債券アナリストは、同社のネットワークを介し、株式リサーチ・アナリストとも縦横に交流しています。



(中略)

() ミーティング、委員会またはその他の内部組織

原則として、T.ロウ・プライスは分権化されたコンプライアンス組織を有しており、これを通じて各セクションがそれぞれの事業活動およびコンプライアンス過程に関して主たる責任を負います。各セクションのコンプライアンス担当者は、部内のコンプライアンス・プログラムを策定および監視する任務が与えられています。各セクションのコンプライアンス・プログラムは全社的コンプライアンス担当取締役の点検および承認を受けます。更にコンプライアンス管理委員会はコンプ

ライアンス担当取締役は、T.ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラムに関する継続的なフィードバックおよび指導を行います。全社的コンプライアンス担当取締役は、内部監査に関連して、各セクションのコンプライアンス活動の定期的点検を行います。

ただし、T.ロウ・プライスの北米外におけるすべての規制された投資活動に関して、国際ナショナル・コンプライアンスは集権的体制を維持しています。国際ナショナル・コンプライアンスは、同部門のディレクターがリーダーを務め、T.ロウ・プライスの欧州、アフリカ、オーストラリア、アジアおよび中東におけるビジネスの法令遵守について責任を負うコンプライアンス専門家によるチームがスタッフを務めています。グループ・コンプライアンスおよび国際ナショナル・コンプライアンスは、手法の一貫性を確保するために継続的に情報を共有しています。

コンプライアンス・プログラムの一環として、T.ロウ・プライスには証券法、顧客との契約上の義務およびT.ロウ・プライスの倫理規定の違反を防止および発見する手続の妥当性および実施を確保する職責を負う数多くのグループがあります。こうしたグループには、グループ・コンプライアンス、国際ナショナル・コンプライアンス、投資サポート、ポートフォリオ運用および内部監査が含まれます。また投資制限は、取引前後の両面で監視されています。

更にT.ロウ・プライスはリスク管理の諸相を監督する一定の委員会を設けています。その全てにT.ロウ・プライスの上級執行役員を含むこれらの委員会は以下のとおりです。

(中略)

- ・ T.ロウ・プライス・国際ナショナル・リミテッドの取締役会 - 会社の国際業務を監視しています。取締役会は、関連するすべての国際事業部門、主要な管理部門および業務サポート・グループからの報告書を精査します。取締役会は、少なくとも四半期毎に会議を行うことを予定しています。

(後略)

<訂正後>

() 投資運用会社

管理会社およびティー・ロウ・プライス・国際ナショナル・リミテッド(旧T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)との間の2003年5月26日付投資運用契約(2008年12月31日を効力発生日とする2008年12月12日付更改契約に従って、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドからティー・ロウ・プライス・国際ナショナル・リミテッドへ地位譲渡されました。)に従って、管理会社は、ファンドの投資運用会社としてティー・ロウ・プライス・国際ナショナル・リミテッド(以下「TRPIL」といいます。)を任命しています。当該投資運用契約は存続期間の定めがなく、一方当事者の他方当事者への書面による90日前の通知により解約することができます。

投資運用会社であるTRPILは、2000年3月23日に英国で設立され、その登記上の事務所を連合王国、ロンドンEC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。TRPILは、英国ロンドンで本ファンドに関するポートフォリオ運用業務を行っています。TRPILは、金融サービス持株会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インク(T. Rowe Price Group, Inc.)の全額出資子会社です。この企業組織(以下「ティー・ロウ・プライス」と総称します。)にはTRPILのほかに、規制を受ける多くの投資委託会社が存在します。TRPILは、英国金融行為監督機構の規制を受けています。

TRPILは、2016年9月末日現在、運用資産として約977億米ドルを保有していました。

ティー・ロウ・プライスは、投資家ならびに金融仲介業者に幅広い選択肢から積極的な株式および債券投資戦略を提供しています。また、同社が提供する商品全般に渡り、独自性、ファンダメンタル・リサーチ、リスク・マネジメントに対する周到な注意およびスタイルの一貫性を保つことに重きを置いています。

(中略)

マクロ・リサーチ

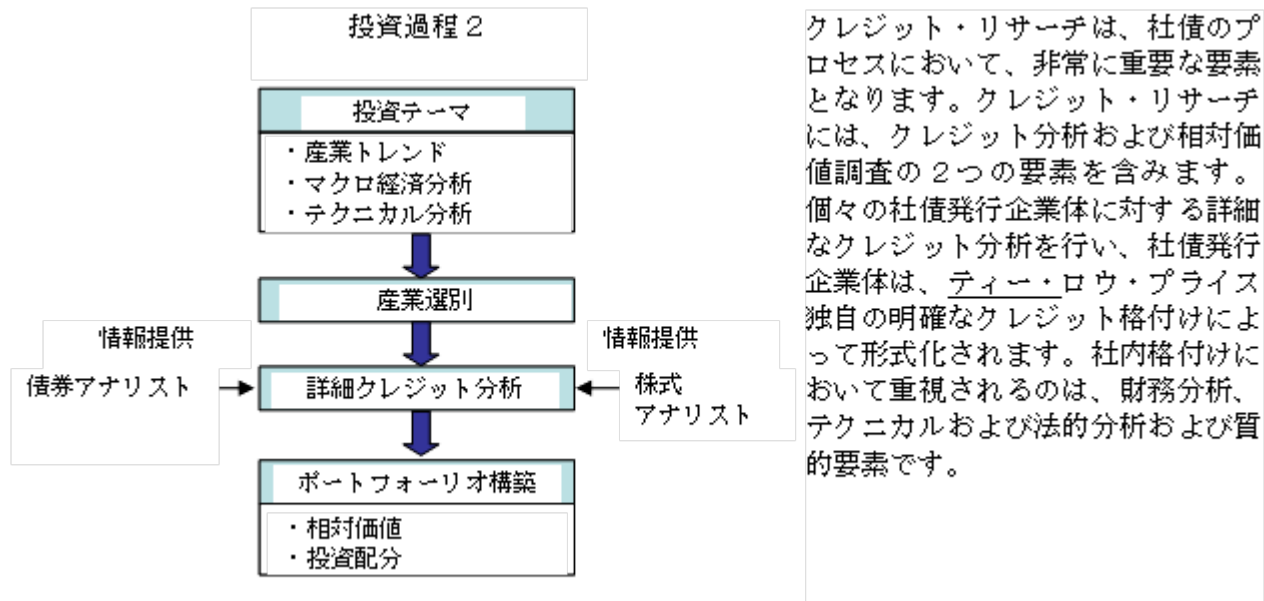
(中略)

リサーチおよび分析は、ウェブをベースとしたグローバルなシステム基盤を通して行われます。このシステム基盤のおかげで、全世界規模でリアルタイムに情報共有が可能となり、ティー・ロウ・プライスの他の事務所間または債券および株式チームとの良好なコミュニケーションが確保されます。

(中略)

クレジット投資

ティー・ロウ・プライスには、企業債券リサーチ専門のチームがあり、アナリストは全産業分野に渡っています。産業分野毎の専門アナリストが、スタッフ共々、社債市場における全産業をカバーしています。さらに、企業債券アナリストは、同社のネットワークを介し、株式リサーチ・アナリストとも縦横に交流しています。



(中略)

() ミーティング、委員会またはその他の内部組織

原則として、ティー・ロウ・プライスは分権化されたコンプライアンス組織を有しており、これを通じて各セクションがそれぞれの事業活動およびコンプライアンス過程に関して主たる責任を負います。各セクションのコンプライアンス担当者は、部内のコンプライアンス・プログラムを策定および監視する任務が与えられています。各セクションのコンプライアンス・プログラムは全社的コンプライアンス担当取締役の点検および承認を受けます。更にコンプライアンス管理委員会はコンプライアンス担当取締役にティー・ロウ・プライスのコンプライアンス・プログラムに関する継続的なフィードバックおよび指導を行います。全社的コンプライアンス担当取締役は、内部監査に関連して、各セクションのコンプライアンス活動の定期的点検を行います。

ただし、ティー・ロウ・プライスの北米外におけるすべての規制された投資活動に関して、国際コンプライアンスは集権的体制を維持しています。国際コンプライアンスは、同部門のディレクターがリーダーを務め、ティー・ロウ・プライスの欧州、アフリカ、オーストラリア、アジアおよび中東におけるビジネスの法令遵守について責任を負うコンプライアンス専門家によるチームがスタッフを務めています。グループ・コンプライアンスおよび国際コンプライアンスは、手法の一貫性を確保するために継続的に情報を共有しています。

コンプライアンス・プログラムの一環として、ティー・ロウ・プライスには証券法、顧客との契約上の義務およびティー・ロウ・プライスの倫理規定の違反を防止および発見する手続の妥当性および実施を確保する職責を負う数多くのグループがあります。こうしたグループには、グループ・コンプライアンス、国際コンプライアンス、投資サポート、ポートフォリオ運用および内部監査が含まれます。また投資制限は、取引前後の両面で監視されています。

更にティー・ロウ・プライスはリスク管理の諸相を監督する一定の委員会を設けています。その全てにティー・ロウ・プライスの上級執行役員を含むこれらの委員会は以下のとおりです。

(中略)

- ・ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの取締役会 - 会社の国際業務を監視しています。取締役会は、関連するすべての国際事業部門、主要な管理部門および業務サポート・グループからの報告書を精査します。取締役会は、少なくとも四半期毎に会議を行うことを予定しています。

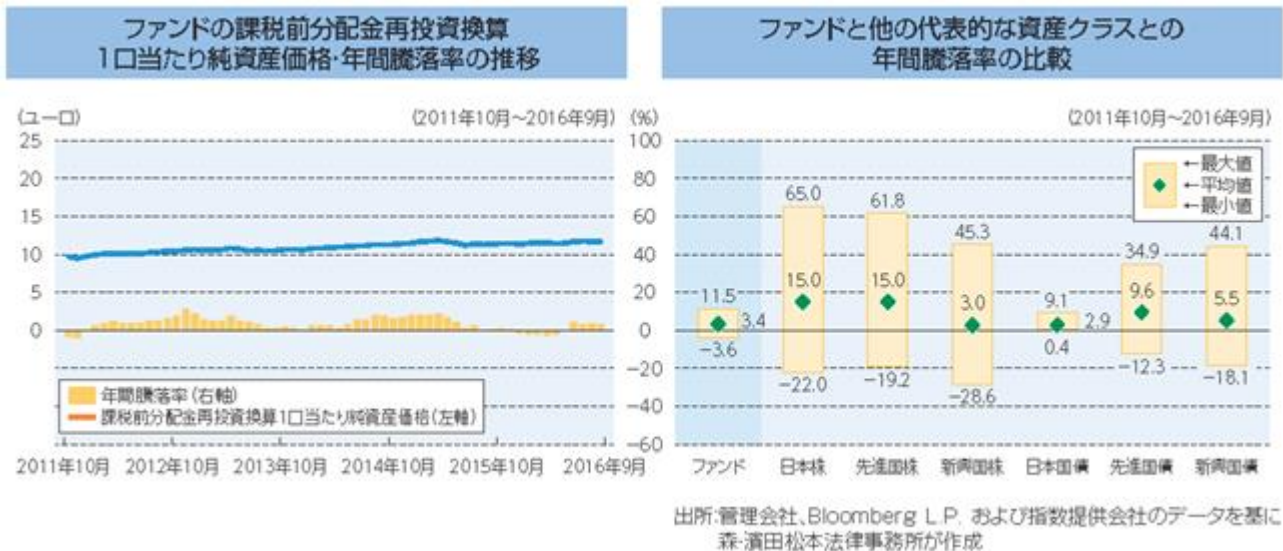
(後略)

3 投資リスク

リスクに関する参考情報

<訂正前>

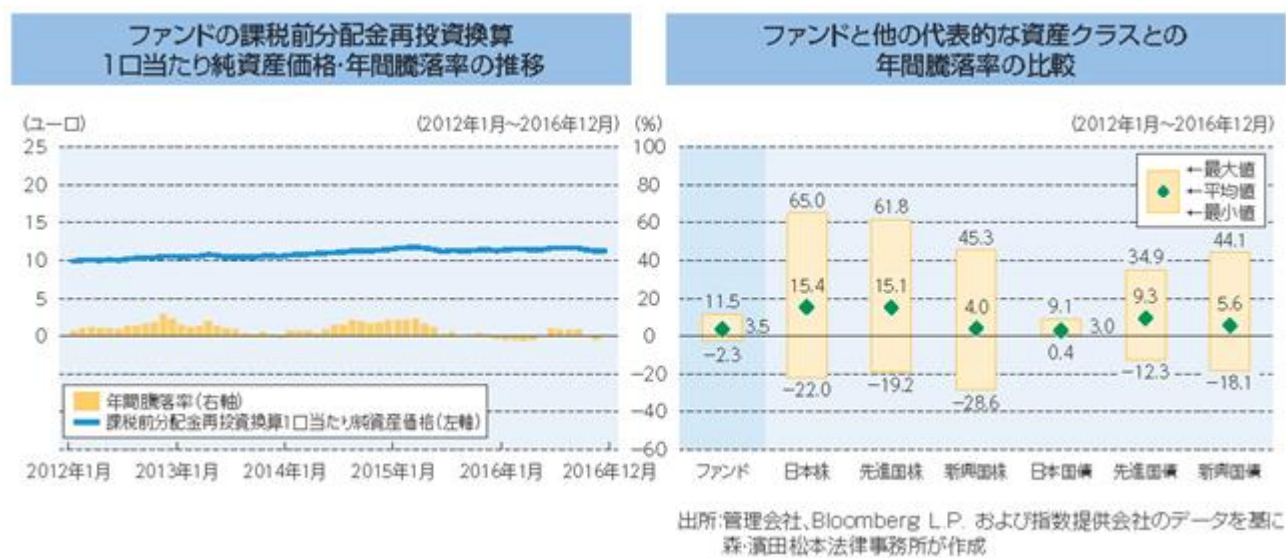
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間における分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2010年10月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。



(後略)

< 訂正後 >

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2011年1月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。



(後略)

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

< 訂正前 >

(前略)

投資運用会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、投資運用会社としてのT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに、以下の年率で報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの任命した投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

投資運用会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、投資運用会社としてのティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに、以下の年率で報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの任命した投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

(後略)

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

<訂正前>

(前略)

c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=113.36円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(中略)

(2) 損益計算書

(中略)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2016年5月31日

(中略)

4. リスク要因

(中略)

ユーロ・ボンド・ファンド

(中略)

市場価格リスク

(中略)

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デュレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「T. ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

(中略)

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本年次財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report(投資運用会社報告書)に脚注1、2、3および4が記載されているため、注記中の脚注は5から開始している。

5 T. ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

6 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

- 7 過去3年間のベータ0.926：（T.ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2016年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス
- 8 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。
- 9 過去3年間のベータ0.915：（T.ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

（中略）

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

-
- 10 イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。
- 11 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。
- 12 T.ロウ・プライス提供の修正済みデフレーション。
- 13 イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。
- 14 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。
- 15 T.ロウ・プライス提供の修正済みデフレーション。
- 16 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

（中略）

カナダ・ボンド・ファンド

（中略）

市場価格リスク

（中略）

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デフレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T.ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

（中略）

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

-
- 18 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。
- 19 過去3年間のベータ1.114：（T.ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2016年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・カナダ総合インデックス
- 20 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。
- 21 過去3年間のベータ1.112：（T.ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・カナダ総合インデックス

（後略）

<訂正後>

(前略)

c. ファンドの原文の財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本
 文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成28年
 9月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=113.36
 円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

d. 「T. ロウ・プライス」という日本語表記を「ティー・ロウ・プライス」に変更しました。

(中略)

(2) 損益計算書

(中略)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2016年5月31日

(中略)

4. リスク要因

(中略)

ユーロ・ボンド・ファンド

(中略)

市場価格リスク

(中略)

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。
 国/デュレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中で
 あらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成された
 サブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標
 と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「ティー・ロウ・プライス」とい
 う。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差
 (トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、
 妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、バークレイズ・キャピタル・ポイント)
 および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)に
 より影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・
 エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

(中略)

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社
 の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることであ
 る。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資
 運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エ
 ラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポート
 フォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネ
 ジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を
 想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキン
 グ・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

脚注：本年次財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report(投資運用会社報告書)に脚注1、2、3および4
 が記載されているため、注記中の脚注は5から開始している。

- 5 ティール・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。
- 6 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。
- 7 過去3年間のベータ0.926:(ティール・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス
- 8 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。
- 9 過去3年間のベータ0.915:(ティール・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2015年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

(中略)

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

- 10 イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。
- 11 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。
- 12 ティール・ロウ・プライス提供の修正済みデフレーション。
- 13 イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。
- 14 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。
- 15 ティール・ロウ・プライス提供の修正済みデフレーション。
- 16 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

(中略)

カナダ・ボンド・ファンド

(中略)

市場価格リスク

(中略)

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デフレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

ティール・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動および金利変動)により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

(中略)

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

- 18 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。
- 19 過去3年間のベータ1.114:(ティール・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2016年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・カナダ総合インデックス
- 20 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

21 過去3年間のベータ1.112：（ティール・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・カナダ総合インデックス

（後略）

第三部 特別情報

管理会社の概況

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

（前略）

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてT.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてティール・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

（後略）

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price Internationai Ltd) (「投資運用会社」)

(中略)

事業の内容

T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、2000年3月23日、英国において設立された株式会社であり、登記上の事務所をロンドン EC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。投資運用会社は、T.ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社です。投資運用会社は、英国金融行為監督機構(The Financial Conduct Authority)により規制されています。また、投資運用会社は、2016年9月末日現在、運用資産として約977億米ドルを保有していました。

T.ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の持株会社で、とりわけ、ミューチュアル・ファンド、国際的なアカウントおよび大口顧客にサービスを提供する多くの関係投資運用会社を保有しています。

投資運用会社は、T.ロウ・プライス・グループの運用技術と調査能力を全面的に活用できます。

(2) 大和住銀投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

(中略)

事業の内容

(中略)

投資顧問会社は、主として大和証券グループ本社、株式会社三井住友銀行およびそのグループ会社ならびにTRPHコーポレーション(T.ロウ・プライスのグループ会社)により出資されています。その主要業務は、投資信託の投資運用業です。

(後略)

<訂正後>

(1) ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price Internationai Ltd) (「投資運用会社」)

(中略)

事業の内容

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、2000年3月23日、英国において設立された株式会社であり、登記上の事務所をロンドン EC4N 4TZ、クイーン・ビクトリア・ストリート60番に有しています。投資運用会社は、ティー・ロウ・プライス・グループ・インクの全額出資子会社です。投資運用会社は、英国金融行為監督機構(The Financial Conduct Authority)により規制されています。また、投資運用会社は、2016年9月末日現在、運用資産として約977億米ドルを保有していました。

ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の持株会社で、とりわけ、ミューチュアル・ファンド、国際的なアカウントおよび大口顧客にサービスを提供する多くの関係投資運用会社を保有しています。

投資運用会社は、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術と調査能力を全面的に活用できません。

(2) 大和住銀投信投資顧問株式会社(「投資顧問会社」)

(中略)

事業の内容

(中略)

投資顧問会社は、主として大和証券グループ本社、株式会社三井住友銀行およびそのグループ会社ならびにTRPHコーポレーション(ティー・ロウ・プライスのグループ会社)により出資されています。その主要業務は、投資信託の投資運用業です。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

- (1) T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(T. Rowe Price International Ltd)(「投資運用会社」)

投資運用会社として管理会社に対してファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供します。

(後略)

<訂正後>

- (1) ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(T. Rowe Price International Ltd)(「投資運用会社」)

投資運用会社として管理会社に対してファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供します。

(後略)

別紙 1

定 義

<訂正前>

(前略)

「投資運用会社」

T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドをいいます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「投資運用会社」

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドをいいます。

(後略)